

令和3年度 事業計画(案)

I. 総 論

令和2年は、世界中の誰もが予期していなかった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、外出制限や営業・生産活動の停止といった厳格な公衆衛生上の措置が、経済、社会、政治などへ甚大な影響を与え、今までにない未曾有の経験を強いられることとなった。

世界の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響でマイナス成長が予測されるなど、世界恐慌以来の景気後退に見舞われ、その広がりも地球規模となっており、各国政府は、大規模に財政出動して国民の雇用、事業、生活を支援している状況にある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の基盤である人や物などの流れが制約され、自由貿易体制の基盤が揺らぎ、保護主義が拡大しかねない状況にあり、特に米中間の更なる関係悪化や自国中心主義の広がりが懸念される。

令和3年度の我が国の経済は、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ」に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取り組みの遅れを克服し、ポストコロナ時代の新しい未来を実現するため、感染防止対策を講じながら経済活動レベルを段階的に引き上げていく局面にあり、医療提供体制等の強化、新たな日常を構築する原動力となるデジタル化への環境整備、社会変革の推進力となる人材育成の推進など、我が国が直面するコロナのグローバル危機を乗り越えるための指針が示された。また、開催が延期となった東京オリンピック・パラリンピックによるイベント効果の押し上げや、5G（第5世代通信方式）の本格的普及が進み、世界経済が本格的に立ち直ることなどを背景に、景気の持ち直しは続くと思われるが、感染症拡大前の水準に回復するのは令和4年にずれ込む見込みとされている。

自動車については、少子高齢化社会における交通手段の確保や交通事故の削減を図るため、安全運転を支援するシステムや限定した環境下において自動運転を行うシステムが車両に搭載され、最新の電子部品や装置が採用されている。また、自動車の検査や点検・整備の分野においても、電子制御装置整備やOBD検査について自動車の電子化への対応が進められている。加えて、継続検査ワンストップサービス（以下、OSSという。）の更なる利用促進につながる自動車検査証の電子化が導入されるなど、自動車を取り巻く環境は自動車本体、自動車の検査や点検・整備及び、自動車を管理する様々な仕組みについても急速なデジタル化が進められている。このような整備業界を取り巻く状況にあって、自動車の整備技術の高度化に向けた対応や、我が国が抱える人口構造問題により一層の厳しさが増している少子高齢化の影響で、若年労働者の採用難への対応も同時に求められ、整備業界を取り巻く環境

は引き続き厳しい状況にある。

令和3年度事業において、急激に進む自動車の新技術への対応、継続検査OSSの順調な運営、特定整備、OBD検査、自動車検査証の電子化などの新たな制度への対応等に加え、喫緊の課題となっている整備士の人材不足や後継者難への対応を、健全な経営の徹底を図りつつ取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施する。

業界振興・活性化対策としては、事業承継対策として、「帯広信用金庫経営コンサルティング室」と連携し会員事業所の円滑な事業承継の推進を図ります。また「自動車整備業のビジョンII」に示された整備事業者の取り組みを引き続き推進することとし、自社の経営状況を簡易に自己診断できる「簡易経営自己診断システム」を活用した健全な経営の実践を推進する。

また、会員事業所の実態を把握するため、引き続き「自動車特定整備業の実態調査」及び、自動車整備業の経営状況や給与実態調査を実施し、結果を公表する。

整備士確保対策については、職場体験の実施推進等による自動車整備の仕事のPR、二種養成施設のPR活動、待遇・労働条件改善に対する先進的な取組事例の調査等による整備のイメージ向上等に加え、国土交通省及び「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と連携を図りつつ、自動車整備に携わる人材の確保・育成対策を進める。

業界健全化対策としては、指定整備事業者の法令遵守の徹底を図るため、「指定整備事業適正運営のためのマニュアル」等の活用を推進する。不正改造防止対策については、令和3年度版「不正改造車排除マニュアル」を活用して、不正改造車の排除の徹底を図る。

また、令和元年5月に道路運送車両法の一部が改正され、令和2年度にスタートした特定整備制度をスムーズに会員事業所が導入できるよう対応を推進する。また、平成23年度に国土交通省から指定された「車積載車による有償運送許可に係る研修」を引続き日整連の協力を得て実施するとともに、会員事業所の回送運送許可制度の適正な運用を推進する。

法制・税制対策としては、平成26年3月31日に施行された、農業貨物自動車の車検延長に係る、実証実験である車検伸長を実施しておりますが、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」の指定が5年間延長されたことを踏まえ、引続き今後の動向を日整連・北整連と連携して対応するとともに、データ収集に協力する。

また、法令・制度の改正や税制改正に係る動きを調査し、自動車関係諸税の負担軽減に向けた要望活動等を積極的に展開するとともに、会員事業所への情報提供を行う。

ICT化促進対策としては、継続検査OSS申請の普及促進を図り、電子保安基準適

合証システムを運用するとともに、日整連が令和2年1月から始めた軽自動車の継続検査OSSの利用促進に取り組み、継続検査OSS全体の普及拡大を図る。

また、FAINESの円滑な運用を維持するとともに、FAINESの有用性を理解いただきながら会員の加入増加に努める。

加えて、引き続き放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用に努め、国の放置違反車対策に協力するなど、整備事業場におけるICT化の活用促進を図っていく。

環境保全・省資源対策については、会員事業所において、引き続きCO₂排出削減の取り組みを推進いたします。さらに、国土交通省のエコ整備推進施策と連携して、自動車ユーザーに対し点検整備の環境への有用性を訴える広報活動を進める。

また、リサイクル・リユース部品の利用促進については、資源の有効利用とともに費用の低減にも繋がるものであることから、関係団体とも協力して会員事業者、ユーザーの理解を得るための活動を進める。

自動車ユーザー対策としては、自動車ユーザーに定期的な点検整備の必要性を正しく認識してもらえよう、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」に参画するとともに、北整連が主体となり定期点検促進のためのラジオCMを実施します。また、「マイカー点検キャンペーン」を会員事業所とともに実施する。

さらに、定期点検整備促進対策として自動車検査証備考欄に記載されている「点検整備実施履歴」について、自動車ユーザーへの周知を図るために、引き続き会員事業所とともに啓発活動を展開する。

併せて、自動車ユーザーからの整備相談については、相談者の理解を得られる分かり易い応対が行えるよう、相談員の相談対応力の向上を進め、自動車整備相談所の適切な運用を図る。

整備技術の向上対策としては、会員専門者の新技術修得の場である整備主任者技術研修のさらなる充実を図るために、自動車メーカーにおける指導員講習会に参加し充実を図る。

さらに、「スキャンツール基本・応用研修」に加え、高度な診断技術力を習得のための「スキャンツールステップアップ研修」を推進し、自動車の電子制御装置など新技術への対応力の向上を図る。

またユーザーが新技術対応工場である旨を識別できるよう、スキャンツール活用事業場の認定制度を推進する。

また、整備士の技能の向上を促し、業界の技術力強化の姿勢を広く社会に発信する、一年延期された日整連主催による全日本自動車整備技能競技大会の開催にあたり、帯広地区予選会を開催いたします。

広報・国際協力対策としては、自動車ユーザーや整備関係者に向けたタイムリーな情報提供ができるよう、日整連ニュースの一層の充実を図るとともに、当会ホームページにより「事業案内」等を紹介してまいります。